

# 公務労協2005年春季生活闘争の取り組み

## 一、2005年春季生活闘争を取り巻く情勢の特徴

### 1. 問われ続けている選択

「弱肉強食の市場原理万能主義的競争社会か、労働を中心とした福祉型社会か」、日本社会の進むべき「道」はこのように提起されてきた。しかし、すでに政府は前者の「道」を選択し、矢継ぎ早に施策を具体化している。「道」の選択を問う段階は過ぎ、我々はその具体化に対する闘いを余儀なくされており、そこからの反転攻勢が求められている。

問われているのは、「現状維持か市場原理万能主義的改革か」「官か民か」「規制緩和か政府介入か」ではない。この本質は、社会経済構造の変化に対応した「新しい公共」をいかにして再構築するのにかにある。

成功の典型例として日本が学ぶべき手本の一つと喧伝されているニュージーランドでの13年間にわたる規制緩和は、「資産家と企業と外国投資家のエリート層にとって成功であったが社会そのものが犠牲になった。多くの人々と家庭の生活が破壊され共同体意識は利己的な個人主義に取って代わられた。規制緩和とは官僚から市民に権力を移すことではなかった。それは社会のエリート層の集団内での権力の移動であり、個人や市民のコントロールの及ばない経済エリートと世界市場の手に権力を与えることだった」と指摘されている。こうした教訓は今こそ生かされなければならない。

### 2. 「今後の行政改革の方針」の概要と問題点

12月24日、政府は「今後の行政改革の方針」(以下「新行革方針」)を閣議決定した。

「新行革方針」は、「平成12年行革大綱」の進捗状況を点検し、規制改革・民間開放推進会議第1次答申、昨年6月の「与党申入れ」、骨太方針2004等をまとめたもので、スリムで効率的な政府の実現・10%定員削減計画 独立行政法人の組織・業務の全面見直し 特別会計及び公会計の見直し 公務員制度改革、地域給与の見直し 規制改革・民間開放の推進、「市場化テスト法」(仮称)も含めた制度の整備 地方行革・定員削減・給与の適正化の推進等、を主な内容としている。

これらは徹底した小さな政府論、歳出削減、整合性を欠いた結果としての市場原理万能主義路線を全面的に突き進めるものである。国・地方の行政を公共サービスから撤収させ、事務・事業を民間へのビジネスチャンスとして貢ぐものであり、日本社会の持続可能性を脅かすものである。しかもその手法は、政治主導の美名に隠れた一部

学者・財界人によるトップダウン方式である。

「新行革方針」は、公務員賃金問題について、改めて「地域における官民の給与較差を踏まえ、人事院において、具体的措置の取りまとめを行うとしており、政府としてはその内容を踏まえ、速やかに検討を行い、その取扱方針を決定する」「地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進を図る」と明記し、賃金引き下げへの政府の並々ならぬ決意を表明している。

### 3．進む規制改革・民間開放と推進推会議第一次答申の概要

12月24日、政府は、規制改革・民間開放推進会議第一次答申を踏まえた「新行革方針」を閣議決定し、28日、重ねて第一次答申に関する対処方針として、「答申に示された具体的施策を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成16年度末までに規制改革・民間開放推進3カ年計画を改定する」と閣議決定した。

答申は「民間開放推進の横断的手法としての市場化テスト（ガイドライン）」「個別官業の民間開放の推進」「主要官製市場等の改革の推進」の三部から構成され、平成18年度からの市場化テストの本格導入に向けた基本方針として、国の事業の先行実施 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備（第三者機関の設置）民間が落札した場合の公務員の処遇に関わる仕組みの検討・整備、などを明記している。平成17年度のモデル事業としてハローワーク関連4事業、社会保険庁関連3事業7カ所、行刑施設関係を決定した。今後の課題として国税の徴収、造幣関連事業、印刷関連事業など5事業を民間開放に向けて検討を進める、としている。主要官製市場の改革については「公設民営方式」による学校の解禁、教育バウチャー制度の導入、ハローワークの民間開放促進、社会保険の民間開放促進、保険診療と保険外診療の併用・いわゆる「混合診療」の解禁、株式会社の医療機関経営、幼稚園と保育所の一元化などをあげている。

市場化テストについては、「PFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、さまざまな限界が指摘されている。このため、市場化テストを新たな横断的取組として実施」するものと位置づけ、「市場化テスト法（仮称）」も含めた制度の整備を検討するとしている。

「新行革方針」に市場化テストの本格的導入の時期が明示されなかったことに危機感を募らせた規制改革・民間開放推進会議は、第1次答申に併せて宮内議長見解を発表した。そこでは「市場化テストを平成18年度から本格的に実施していく必要がある」と強調し、そのためには、「平成17年4月までには内閣官房又は内閣府に『推進母体』を設置し、平成17年度中に『市場化テスト法（仮称）』も含めた制度の整備を完了することが不可欠である。推進母体の設立なしには、市場化テストの実現は、限りなく

先延ばしされる危険性が大きく、当会議が目標とする官製市場の改革は、到底、実現できない」との認識を表明した。

これと符節をあわせ経団連「経営労働政策委員会報告」は、「公共サービス分野については、これまで官が独占的に担うとされてきたが、非効率なサービスのまま官の事務・事業が肥大化してきた。『民間でできることは民間に委ねる』という原則を徹底し、積極的に民間開放を進めていく必要がある。『市場化テスト』はそのための有力な手法となる。これに関連して提起したいのは、公務員制度の抜本的改革である」と、息のあった連係プレーで応じている。

マスコミ社説も「規制改革や官業の民間開放はカネをかけずに経済を活性化し人々の生活を便利にし、財政再建にも役立つ。政府はこの貴重な政策の実現に今こそアクセルを踏み込むべきだ」と、早くもキャンペーンを開始している。

公共のあり方を巡る闘いは、個別事業のあり方に止まらず、法的枠組みを含めた制度化を焦点としてまさに正念場を迎えている。

#### 4 . 2005年度政府予算案の特徴

12月24日、政府は、実質1.6%成長の経済見通しを前提として、一般会計を前年当初予算比0.1%増の82兆1,829億円とする2005年度予算案を閣議決定した。歳入不足を埋める国債費は34兆3,900億円を見込み、過去に発行した国債の借り換えのため、2005年度も約170兆円の国債発行を計画している。国債残高は国・地方で774兆円となり、財政危機は深刻である。国の特別会計の歳出総額は24兆円増えて約412兆円となっている。

三位一体改革に関わっては、国から地方自治体への補助金を1兆4,250億円削減し1兆1,160億円税源移譲するという内容である。

また、年収800万円前後の中所得者層に照準が合わされている定率減税の縮小・廃止、2017年まで続く年金保険料の引上げ、国立大学授業料の引上げ、住宅金融公庫の融資縮小、自賠責保険料の値上げ、介護施設利用料の自己負担増等々が打ち出されている。

財政制度審議会は11月中旬、財政難を放置すれば「10年後には消費税率を21%に引き上げる必要がある」と答申し、増税路線への伏線を敷いた。

小泉内閣は、今や累積債務を理由に国民負担は不可避であると主張し、増税路線に一步踏み出したといえる。竹中教授（大臣）はその政策意図を、トリックリング・ダウン・エフェクト理論（浸透効果）を主張し「金持ちを優遇する税制が必要な時」と公然と宣言している。

2005年度予算案は負担増のみを強いるもので、国民生活の不安・不信を払拭することはできない。生活の安心と雇用の安定を確保するため、若年者・地域重視の雇用対

策、中小企業支援対策、社会保障基盤の強化など、予算案の組み替えが求められている。

## 5．広がる経済的・社会的・心理的格差

この国は、職業・雇用、家庭の形成、教育など生活の各領域でリスク化と二極化が生じ、経済的、社会的、心理的格差が個人の通常の努力では克服できない深刻なものとなっている。将来に希望の持てる人と絶望している人に分裂していくプロセスに突入している。とりわけ企業規模間、地域間、労働者間での賃金格差の拡大は著しく、広がる二極化によって医療や教育という基本的なサービスを受けられない層が出現しつつあり、物理的にも社会的にも全く違った世界に暮らすことになり、お互いに相手のことが殆ど理解できなくなっている。大きな格差と不平等は、一方に羨望と怒りを、他方に優越感と傲慢をもたらし、全体として社会を不安定で不健康にしている。

許し難いことにこうした格差の拡大は意図せざる結果ではなく、目的意識的な政策の結果である。「経済格差を認めるか認めないか、現実の問題としてはもう我々に選択肢はない。みんなで平等に貧しくなるか頑張れる人に頑張ってもらって少しでも底上げを狙うか、道は後者しかないのです」と竹中教授(大臣)は言明している。

## 6．経営労働政策委員会報告の特徴

12月14日、日本経団連は「経営労働政策委員会報告」を発表した。報告は、経営側の基本姿勢として、「毎年だれもが自動的に昇給するという定昇制度が未検討のまま残っているとすれば、廃止を含めて制度の抜本的な改革を急ぐべきであり、国際的にみてトップレベルにある賃金水準をこれ以上引き上げることは困難である。賃金引き上げの余地はほとんどないことを改めて強調」している。

これからの賃金システムのあり方として4つの方向性を引き続き主張している。すなわち、企業業績を反映した柔軟な人事管理 国際競争力を維持しうる賃金水準の適正化 能力・成果・貢献度反映の賃金システムの確立 賃金管理の複線化、である。

日経連が「雇用柔軟型・高度専門能力活用型・長期蓄積能力活用型」による雇用形態の多様化を提唱した1995年以降、雇用柔軟型＝不安定雇用層は急速に増加している。こうして現実に対し、「正社員、非正社員という呼び名」を「長期雇用従業員」「有期雇用従業員」と改めることを提案している。さらに産業別最低賃金の撤廃や労働法分野での規制緩和を求めている。

さらに「社会保障制度の持続可能性を確保するためには、消費税率を引き上げることが避けられない」として「2007年度に10%に引き上げ、5～6年かけて、段階的に15～16%程度までの引上げが必要である」と、企業負担の一層の削減を求めている。

ここには、企業規模、地域間、男女間、雇用形態、就労形態による深刻な賃金格差

が放置し得ない社会的問題であるとの認識や当事者としての責任は全くみられない。経営者として、あるべき社会の姿、その中での企業倫理・行動のあり方を提示する意欲も姿勢もみられない。ミクロの企業論理で貫かれ、企業の社会的責任に対する意識は低い。不払い残業問題に対する責任逃れや産業別最低賃金の廃止、労働分野の規制緩和、社会保障制度改革での企業負担の削減などの主張は厳しく批判されるべきである。

## 7. 連合2005春季生活闘争方針

連合は、11月25日の第44回中央委員会で2005春季生活闘争方針を確認した。2005闘争の基本スタンスは次の4つの柱である。

(1)政策制度要求の実現、雇用の安定、ワークルールの確立、など通年的な課題への取り組みを前提に、相場形成・波及メカニズムを通じた労働条件の底上げ・格差是正、仕事と生活の調和がはかれる公正な働き方の実現をめざし共闘すること。

(2)労働組合の社会的責任を自覚し同じ職場で働く非典型労働者の実態も視野に入れ、適正な成果配分を求める。

(3)中小・地場組合は、格差是正に取り組み、産別・地方連合会は、中小共闘を通じてこうした取り組みを全力で支援すること。

(4)すべての組合が取り組むミニマム運動課題として、「賃金カーブの確保」と賃金カーブ維持分の労使確認 規模間や男女間等の格差是正、均等待遇の実現に向けた継続的な取り組み 全従業員対象の企業内最低賃金の協定化 労働時間管理の協定化、を設定している。

連合は、官公労働者の取り組みとして、「労働基本権の回復がなされないまま、給与構造の基本的見直しや人事院・人事委員会勧告のあり方の見直し」だけが強行される恐れがあり、公務員制度等改革対策本部を中心に公務労協と連携し、「公務員制度改革関連法案や地域給与の検討などに必要な取り組みを行う」との方針を決定している。

これを受けて12月17日、第1回中央闘争委員会は政策・制度の最重点課題を、雇用と地域を最優先とした予算編成 定率減税の縮減・廃止反対 パート労働者の均等待遇の法制化 社会保障全体の抜本改革、とし、さらに賃金・労働条件の格差是正や公務員の労働基本権回復、なども課題とすることを確定し、その実現のために「格差拡大の小泉構造改革と対決し、公正で安心な職場とくらしの実現」=「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」の全国的な行動を展開することを決定した。

連合は2月9日を闘争開始宣言集会とし、3月5日全国统一総決起集会などを軸として3月16～19日を先行組合の集中回答ゾーン、3月22日～26日を中小組合の集中回答ゾーン、4月4日～9日を第1次解決促進ゾーン、4月18日～23日を第2次解決促

進ゾーンに設定、取り組みを進めることとしている。

公務労協と各構成組織は、中央・地方で連合に結集して取り組みを推進する必要がある。

## 二、取り組みの基本的考え方と重点課題

### 1. 6月に照準を合わせたキャンペーン行動の推進

公共のあり方、政治と行政の役割を巡り、2005年は日本の将来を占う上で大きな分岐を画する年となる。

政府は「新行革方針」の具体化を急いでいる。2月の「規制改革3カ年計画」に対応した追加答申、市場化テスト本格実施のための推進母体設置を含む諸準備、6月初旬には骨太方針2005の閣議決定が予定されている。

公務労協と各構成組織は、当面、6月閣議決定期に照準を合わせ、小泉構造改革・市場原理万能主義政策と対決し、ナショナルミニマム・ユニバーサルサービスが確保される新しい「公共性」を再構築するための諸行動を中央・地方で展開する。確定された良い社会をつくる公共サービスキャンペーン基本構想（後掲）を全組織的合意とし、それに基づく具体的取り組みを全国的、統一的に推進することとする。

具体的には都道府県単位で小泉構造改革・格差拡大に反対する良い社会を求める「  
名」（可能な限り千名）規模のシンポジウムを開催し全国から積み上げ、5月下旬から6月初旬に中央で千名規模の集会・シンポジウムを開催し、諸行動を展開する。各県段階では、各県シンポジウム開催に向けて「小泉構造改革・格差拡大に反対する良い社会を求める」大衆的意見広告掲載、賛同者の結集運動に取り組む。

シンポジウムは民間組合、NPO、NGO、市民が参加する共同事業として開催することとする。公務労協各構成組織が中心となって、地方連合会官公部門連絡会と連携し最も広範な地域における運動主体を確立する必要がある。

「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」活動を組織的に推進し、その成果の共有化を図る。地方での公開研究会の開催についても検討する。

2004年にスタートした「中期にわたる取り組み」は2年目を迎え、公務労協の真価が問われることとなる。

### 2. 連合・地方連合会に結集し、キャンペーン行動と結合させて「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」運動を推進する取り組み

連合は「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」の全国的運動展開を提起し、定率減税の縮小・廃止反対 社会保障制度の抜本改革実現 パート労働者の均等待遇法

制化を最重要課題に、雇用と地域活性化の予算編成、公務員の労働基本権・労使協議なき賃金決定反対、を重要課題に設定し、地方・地域における活動を軸に民主党などと連携した行動の展開によって国民的な世論喚起を図ることとしている。その一環として3月5日に中央・地方全国総決起集会を提起し、団体署名、地方議会決議などに取り組むものである。

公務労協は、連合の提起に応え連合・地方連合会に結集し、全力でこの取り組みを進めることとする。公務労協と各構成組織は上記取り組みと結合させて「10万団体署名」、決起集会、シンポジウムなど一連の取り組みを展開する。

格差縮小、底上げ運動の一環として進める公務員賃金に対する社会的合意の再確立を目指した取り組みは、賃金水準の確保、相場形成、決定方式、給与制度など本格的な賃金闘争の再構築に向けた取り組みにほかならない。取り組みには民間の仲間との率直で真剣な議論が不可欠である。

そのため、中央・地方での民間組合、地方連合会との意見交換などに積極的に取り組むこととし、公務労協議長を先頭に構成組織委員長・書記長らにより地方連合会への協力要請行動に取り組む。

### 3．公務員制度の改悪阻止から抜本改革実現に向けた新たな取り組み

公務員制度改革の取り組みは新たな段階に突入しつつある。改悪を阻止することには成功したが、要求は実現していない。今や、抜本改革実現に向けた取り組みの再構築が求められている。要求実現にはこれまでに倍する力と中期にわたる粘り強い取り組みが必要である。

12月24日、政府は閣議決定された「新行革方針」において、公務員制度の抜本改革を当面棚上げすることを宣言した。「現行法制度の枠内での改革」との表現は客観的には、焦眉の急である省庁セクショナリズムの克服、特権的なキャリア制度の廃止、政官業の癒着の構造・誰も責任をとらない「粉飾体質」にメスを入れること、政治主導に名を借りた官僚主導の政治と行政の改革など国民の求めに応えた改革を放棄する宣言であり、国民に対する裏切りである。

同時に、公務の労使関係制度については、ILO結社の自由委員会が指摘した、消防職員・監獄職員の団結権否認 登録制度の維持 在籍専従制限 団体交渉権、特に労働協約締結権の制約と不十分な代償措置 スト権の全面否定と違反者への刑事罰適用、等の現行制度を改善しないとの態度を表明したことを意味する。時を同じくして韓国では12月31日、協約締結権を付与する公務員法が成立した。あまりに対照的である。

政府が、国内外からの厳しい批判を受けて現行制度の改悪を断念したことは当然としても、改革の放棄はゆるされない。

公務労協は、連合と引き続き固く連携し、連合「公務員制度研究会」報告を主内容とする抜本改革実現に向け取り組みを進める。当面、政府・与党に対し政労協議の枠組みの再確立と抜本改革への道筋を明確にすることを求めて協議を進める。その結果を踏まえつつ、民主党、社民党との連携を強化し改革の政治的、法的枠組み作りに向けた取り組みを追求する。

また、政府の「新行革方針」に基づく評価制度の試行などへの対応については、抜本改革を求めることを基本として対応する。

マスコミ、ILO対策などを含む具体的な取り組みについては対策本部で具体化することとする。

#### 4．郵政民営化に対する取り組み

小泉首相は「郵政民営化は構造改革の本丸」と宣言し、通常国会で法案の成立をはかることが国政の最重要課題であると繰り返し表明している。小泉首相が掲げる郵政民営化は、三事業一体の相乗効果を失わせるばかりか、国民共有の財産である郵便局ネットワークを崩壊させるものである。金融サービスから排除等、多大な国民生活への悪影響は諸外国の先例からも明らかだ。

郵政事業は、長年にわたる国民的議論を経て日本郵政公社が設立され、労使のパートナーシップによってさまざまな経営改革が進められている。日本の将来にとって、国民生活の「安心」や「安全」を提供する公的サービスを解体し、民間企業のビジネスチャンスのために無用なリスクを国民に強いるものである。

郵政民営化に対する具体的な取り組みについては、国会・政治情勢を見極め機敏に対応することとする。

#### 5．規制改革・民間開放等に対する取り組み

公務労協と各構成組織は「新行革方針」の具体化作業を注視し、これに対して機敏に対応しつつ、6月に予定される骨太方針2005閣議決定に照準を合わせ、中央・地方での大衆行動、政府申し入れ、必要な政治対策など多様な取り組みを推進する。また、ニュージーランドをはじめ、諸外国の経験は「まずはじめに民営化ありき」的な行革が見事に失敗している教訓に学び、市場化テスト、規制緩和の問題点などを整理し効果的な教宣を展開する。具体的には中央・地方でのキャンペーン行動、研究会の取り組みなど一連の行動と結合させて推進することとする。

#### 6．年金・社会保障制度改革の取り組み

2004年度の年金制度改革は公的年金制度の持続可能性を全く担保しないばかりか、逆に制度不信を増幅している。2017年度まで保険料率を連続して引き上げ、男子単身



者世帯の場合は給付率29%と3割を割り込むことが明らかになり、雇用労働者の65%が長期継続雇用ではない事実が「100年安心のプランの抜本改革」はその前提から崩れつつあることを示している。

少子・高齢化、人口構成や雇用構造・就労形態、出生率、経済成長率、運用利率など制度設計の前提をなす諸要因の構造的変化は現行年金制度の持続可能性に対する深刻な脅威を与えている。国家予算に占める最大費目は年間20兆円を越える医療、介護など社会保障関係費である。団塊世代の年金受給を支えるべき若者たちは今、400万人を超えるフリーター、社会的引きこもり、ニートなど厳しい生活を強いられている。今や制度の持続可能性は誰の目から見ても安心と安全とはいえない。社会保障制度の改革は不可避であり急務である。

(1)2004年度の年金制度改革に続き、2005年度に介護保険制度、2006年度に医療保険制度の改革が予定されており、持続可能な社会保障制度の改革に向けて、連合に意見反映を図りつつ連合総体の取り組みに結集する。

(2)「社会保障のあり方に関する懇談会」において年金制度の一元化についても議論が行われ、2006年春にも報告書を取りまとめることが予想される。これまで確認してきた公務労協としての考え方を踏まえ、この種の議論に対応できるよう社会保障専門委員会を軸に検討を進める。

この春季において以下の取り組みを行う。

4月(予定)に意識調査を行うこととし、その調査票や実施要領は社会保障専門委員会で企画する。

3月16日に社会保障学習会を実施する(250人規模、池之端文化センター)。

## 7. 政策制度の取り組み

第2回総会方針に基づき、公務労協としての政策制度要求の取りまとめに向けた活動に着手し、連合の「政策制度、要求と提言」への意見反映に努める。「公共サービス研究会」の取り組み、良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの取り組みと結合させ、5月下旬から6月上旬に政策制度集会を開催する。そのために合宿学習会など専門員会での取り組みを強化する。

## 8. 「財政危機」問題に対する基本的考え方の整理

すべての施策の基盤として財政危機が横たわっており、「財政危機・累積債務」問題に対する基本的な考え方を整理し打ち出さない限り「主張は理解するが、絵に描いた餅」として受け取られ、説得力を欠くことになる。

公務労協としては「財政危機」問題に対する基本的な考え方を取りまとめる。

1月、2月中に構成組織本部役員を対象として学習会を開催し、公務労協としての

基本的考え方を整理し組織内学習資料にまとめる。これを活用し学習を進め、組織的共通理解を深めることとする。

## 9. 公務員部会、国営関係部会での2005賃金労働条件改善の取り組み

公務員部会、国営関係部会における賃金・労働条件改善の取り組みについては、後掲「三、公務労協としての賃金労働条件等に関する取り組み課題と統一要求基準設定の考え方」を踏まえ、各部会方針に基づき取り組みを進める。

## 三、賃金・労働条件等に関する取り組み課題と統一要求基準設定の考え方

### 1. 賃金等を巡る課題と取り組み

#### (1) 連合に結集し格差縮小とワークルールを確立する取り組み

連合は、2005春季生活闘争の課題を、格差拡大の小泉構造改革と対決する制度・政策要求の実現 雇用の安定とワークルールの確立 賃金カーブ確保と格差是正など労働条件の底上げ 企業内及び社会的な最低賃金の規制 不払い残業撲滅や男女平等など公正な働き方の実現、などにおき、格差拡大と二極化に歯止めをかけるため、「社会的な分配の是正」をめざす取り組みを進めることとしている。

連合が提起している格差解消に向けた中小地場賃金の底上げや公務員の地域給与見直しに対する地域における取り組み - 団体署名、地方議会決議、地方決起集会など - については、全面的にこれを支え、地方の官公部門連絡会等が中核となって運動を推進する。

#### (2) 地域給与見直しと公務員給与の社会的合意を再構築する取り組み

人事院の地域給与見直しに対しては、公務労協全体に関わる課題として認識し、現在進めている個人署名行動などに全力を挙げて取り組むとともに、必要に応じ春季生活闘争段階における中央・地方の行動を組織する。

また、公務員給与バッシング、給与引き下げキャンペーンに抗し、引き続き公務・公共部門の賃金水準決定の基準・基本ルールを堅持する取り組みを進める。

#### (3) 公務・公共部門労働者の生活を維持・改善する取り組み

公務労協としての統一賃金要求の基準については、連合の方針 民間の要求動向等を踏まえながら、公務員連絡会・国営企業部会の要求(案)を総合的に勘案し、「公務・公共部門労働者の生活を防衛するため、賃金水準を維持・改善すること」とする。

#### (4)退職手当見直しに対する取り組み

退職手当の見直しについては、交渉・協議と合意を基本に、「退職手当見直し対策委員会」を基本として必要な取り組みを進める。

### 2. ワークシェアリング、労働時間等の取り組み

(1)2005春季生活闘争においても引き続き雇用が重要課題であることを踏まえ、公務労協としては、政府(官邸)に対する要求提出を追求するとともに、公務員連絡会としては政府・人事院に提出したワークシェアリングの要求の実現を迫り、国営関係部会においても企業当局への取り組みを強める。また、臨時・非常勤の処遇改善、制度の抜本改善の課題などを重視して取り組む。

(2)労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングの実現に向けた重要な課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求める。

ワークシェアリングの一環としての本格的な短時間勤務制度の実現を2005年の重点課題として位置づけ、政府・当局交渉、人事院との交渉・協議などを進める。人事院の「多様な勤務形態に関する研究会」に対して、推薦委員等を通じて審議の促進とわれわれの意見反映に取り組む。

### 3. 国際労働基準・労働基本権確立、民主的公務員制度実現の取り組み

(1)政府に対して、ILO結社の自由委員会第329、331次報告を全面的に受け入れ、直ちに労働基本権を確立し、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を実現するよう求める。また、国際労働基準の達成と労働基本権確立の立場から、連合とともにILO条約批准の取り組みを一層強める。

(2)引き続き連合、公務労協「対策本部」に結集し、ILO勧告の全面的な実施と民主的な公務員制度改革の実現を求める。

### 4. 男女平等実現に向けた取り組み

公務・公共部門における男女平等促進を引き続き重要施策として確認し、女性の採用・登用促進、育児休業の男性取得促進などを求める。また、2005年4月1日から次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の取り組みが進められることとなっていることを踏まえ、必要な取り組みを行う。

### 5. 高齢再任用・在職期間長期化の取り組み

(1)高齢再任用制度は4年が経過した。年金支給開始年齢の繰下げ措置により、2004年度からは年金との接続のためには2年間の再任用期間が必要となっており、また制

度としては2年間の再任用が可能である（年金の支給開始年齢に対応して2007年度からは再任用3年、以降3年ごとに再任用1年上乘せ）。今日までの再任用制度の運用実態をみると、希望するものが再任用されない、省庁間で再任用のばらつきが大きい、再任用者の処遇の格差等により円滑な職場運営が困難など様々な問題が指摘される。とくに定員の扱いが硬直的であり、さらに総定員が削減される中で、2年間の再任用を確保することは、非常に困難であり、制度存続さえ危ぶまれる状況である。

民間においては、高齢者雇用安定法が改正され、雇用と年金の接続が確保されるよう取り組みが進められており、こうした情勢を踏まえ、当面、高齢再任用制度の定着と拡大をめざし、当局交渉を強化するとともに、職域の拡大、弾力的な定員の扱いなどを中心に総務省交渉を行う。

また、高齢者雇用全体のあり方について検討に着手する。

(2)在職期間の長期化施策については、2002年12月の閣議了解に基づき着実に推進されるよう公務員制度改革と結合させて取り組む。

## 6．統一要求基準について

以上、1～6の考え方を踏まえ、以下の通り公務労協としての統一要求基準を設定する。

### 公務労協2005年統一要求基準(案)

(1) 2005年の公務・公共部門の賃金改定に当たっては、公務・公共部門労働者の生活を防衛するため、賃金水準を維持・改善すること。

また、国・地方自治体に雇用される労働者の最低賃金を高卒初任給並みに引き上げるとともに、非常勤・パート職員等の処遇については「均等待遇」の原則に基づき抜本的に改善すること。

(2) 2005年度中に公務・公共部門に雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現すること。そのため、年間実総労働時間1,800時間への短縮 短時間勤務制度の実現 職業生活と家庭生活の両立に向けた休暇、休業制度の拡充、などを図ること。

(3) 公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、女性の採用・登用拡大の着実な前進をはかるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業の男性取得促進策をとりまとめること。次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施するよう指導すること。

(4) 結社の自由委員会第329・331次報告を直ちに、かつ全面的に受け入れる態度決定を行い、公務・公共部門労働者に労働基本権を完全に保障し、非現業職員の団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立すること。また、ILO第151号条

約(公務の団結権保護及び雇用条件決定のための手続に関する条約)を早期に批准すること。

(5) 早期勸奨退職慣行の見直し・在職期間の長期化を進めるに当たっては、天下りを廃止し国民から信頼される透明で民主的な仕組みとするとともに、当面、2002年12月17日の閣僚懇談会申合せを着実に推進すること。

(6) 民間における高齢者雇用継続制度の導入を踏まえ、定員の弾力的な取り扱いを含め高齢者再任用制度の定着と拡大に取り組み、雇用と年金の接続を図ること。

(7) 公務員制度改革や規制改革などに関わる「今後の行政改革の方針」の具体化に当たっては、公務労協と十分交渉・協議、合意すること。

#### 四、2005春季生活闘争の具体的進め方

##### 1．要求提出

(1)公務員部会(公務員連絡会) 2月14日

(2)国営企業関係部会 3月上旬

(3)公務労協としては公務員の使用者としての立場を有する政府と公務労協の関係を強化する立場から、政府との政策制度要求を含めた交渉・協議の実現に努力する。

##### 2．2005春季の主な行動と取り組み日程

1月24日	第2回「公共サービス研究会」
25日	公務労協代表者会議・新春の集い
27日	地方連合会官公部門担当者等説明会(公務員連絡会)の開催 (内容) ・「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」の取り組み - シンポジウム、新聞への意見広告、研究会等 ・連合の「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」運動と地域給与・給与制度見直しの取り組み - 地域団体署名、議会決議、首長要請行動 ・取り組み主体の確立、その他
1月下旬～ ～2月中旬	委員長、書記長クラスによる地方連合会への協力要請と趣旨説明行動に取り組む
1月下旬～	

～2月下旬	<p>地方連合会、又は官公部門共催による決起集会の開催 (意思統一すべき内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域給与見直しの諸行動の一層の推進</li> <li>・「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」意見広告運動の取り組み</li> <li>・4月～5月シンポジュームの開催 シンポジュームの具体的日程は当該地域の実情を踏まえた設定要請</li> </ul>
2月2日-3日	・政策制度専門委員会宿泊学習会
2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合闘争開始宣言集会</li> <li>・地方財政確立に向けた学習会(公務員連絡会地公部会)</li> </ul>
2月14日	・公務員連絡会要求書提出
2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共サービス研究会」特別講演会 ブレア政権下の公共サービス改革の現状と課題</li> </ul>
3月上旬	・国営関係部会要求書提出
3月1日-4日	・公務員連絡会ブロック別上京行動
3月2日	・連合「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」運動団体署名第1次集約
3月5日	・連合「格差拡大と負担増の小泉構造改革NO!」運動全国統一決起集会
3月15日	・公務労協・公務員連絡会中央行動
3月16日	・公務労協年金改革学習集会
3月22日	・公務員連絡会回答指定日 23日全国統一行動
4月21日-22日	・連合政策制度中央討論集会
～5月中旬	・各県シンポジュームの開催
5月中下旬	<p>*市場化テスト法案を巡る動き 公務労協政策制度研究交流集会の開催 公務員部会(公務員連絡会)で人勤期闘争と結合させ地方関係者集会を全国複数箇所で開催検討 組織建設に向けた取り組み</p> <p>骨太方針2005に向けた中央集約行動(シンポ、集会その他)</p>
6月上旬	骨太方針2005閣議決定

## 五、教宣計画

良い社会をつくる公共サービスキャンペーン運動を軸とし、各県でのシンポジウム、意見広告運動などに活用できる教宣物を作成する。

3月上旬を目途に各構成組織、地方連合会・官公部門連絡会に送付する。

## 六、組織建設の取り組み

第2回総会方針に基づき、国公ユニオンの強化を最重点とし、10項目の重点目標を引き続き前進させることとする。そのために組織建設実務対策委員会で一年間の具体的目標を定め、未組織職場において「なぜ、組合が必要か」「組合によって何が解決されるのか」を組織対象に即して具体的に提起することとする。

春季段階においては、国公ユニオンとしての情宣活動を定期化し、公務労協の諸行動への参加を呼びかける。具体的行動は組織建設推進委員会決定し具体化する。

## 七、2005春季生活闘争の経費と分担金

2005春季生活闘争の経費と分担金については、例年通りとする。

- 別紙 -

## 【資料】

# 良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの基本構想

2004年12月21日

運営委員会確認

## ．基本構想

### 1．キャンペーンの基本的骨格

#### (1) 名称及びスローガン

名称及び略称

「国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービスの確立を求めるキャンペーン」  
(略称)「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」

メインスローガン

「官か民かではなく公共が問われている！」

#### (2) 目標

「歳出削減・小さな政府論」と市場原理万能主義に基づいて公共サービスを解体する小泉構造改革に反対し、「弱肉強食」の競争社会ではなく、生活の安心・安全が確保され、全ての人々が社会的に排除されず、実質的な機会の平等と可能性が平等に保障される協力社会・「労働を中心とした福祉型社会」の実現をめざす。

#### (3) 取り組みの全体像

取り組みは三本の柱を立て重層的に推進する。概要は以下の通り。

##### 第一の柱

歳出カット・財政再建を基本路線とした小泉改革によってもたらされている経済的・社会的格差の拡大、深刻な公共サービスの破壊など日本社会の現実を共通認識し改革の必要性をキャンペーンする。

##### 1) キャンペーンを中心テーマ

以下の3点をキャンペーンの中心テーマとする。

経済的・社会的格差が著しく広がり、自殺者の著増をはじめとした社会的病理現象が蔓延しつつある日本社会の現実を広範な市民と共通認識し、均等待遇の実現、最低賃金制の確立をはじめ改革の必要性をキャンペーンする。

公共サービスが公的関与なしに専ら商品としてのみ提供されることの問題点や一般的な公共サービスの必要論に止まらず、ライフステージに即し、例えば9つの領域で確保されべき社会的セーフティネットを具体的に点検し問題点の指摘と改革の必要性をキャンペーンする。



併せて、現場から具体的改革課題と方策を提起する取り組みを進める。

<領域例>

- 1.子育て
- 2.雇用・職の確保
- 3.生涯教育
- 4.医療
- 5.福祉
- 6.介護
- 7.年金
- 8.環境（水・食・森林他）
- 9.社会資本整備（交通アクセス権の確保、公営交通他）

区分けの考え方、方法等についての上記の記述は現段階での例示であり、今後、構成組織から寄せられている意見を集約し推進委員会で確定する。

小泉構造改革・骨太方針とはなにか、それを導くあるいはそこに帰結する新自由主義、市場原理万能主義の問題点とそれに対置する「第三の道」・協力社会の考え方を整理しキャンペーンする。

## 2) 中央・地方での具体的取り組み

上記を柱として、学習会、民間構成組織やNPO、NGO、市民が参加するシンポジュームの開催、賛同者を募った意見広告の取り組み、マスコミとの懇談会などに取り組む。

## 第二の柱

1) 骨太方針2004、「今後の行革方針」(12.24閣議決定)に基づき強行されようとしている市場化テスト、定員削減、地方行革による民営化・地方独法化など、公共サービスから国・地方自治体の行政を撤収させ、民間営利事業として開放する政策の問題点を指摘し、これと対決する取り組みを進める。

2) この間の、連合、公務労協として政府、規制改革民間開放推進委員会への申入れの実施、職場からの要請打電行動を踏まえ、政府方針の確定、具体化の各段階を節目に設定し、中央・地方で具体的行動を組織する。

具体的取り組み内容は推進委員会で検討し確定する。

3) 良い社会をつくる公共サービスを考える研究会に骨太方針の問題点を批判整理した緊急提言を要請する。

## 第三の柱

連合が求める「活力ある福祉経済社会」実現に向けた具体的政策を確立するために、研究会を結成し、我々の基本ビジョンと対案を確立する。

研究会の名称は「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」とする。

- 以下は第1回(11/22)研究会に提示し、大筋了承が得られたもの -

・研究会への諮問事項

われわれのめざす協力社会にあっては

1. いかなる質と量の公共サービスがナショナルミニマムとして確保されるべきか、そして、

それは誰が決めるのか。

2. その公共サービスは、いかなる形態と方法で提供されるべきか。
3. 行政はいかなる役割を果たすべきか。
4. 裏付けとなる税・財源はいかに確保されるべきか。
5. そのためにはいかなる法制度の改革が必要か。
6. 実現のために、労働運動は何をなすべきか、いかなる政治勢力に依拠すべきか。

#### 研究会の進め方

##### 1. 開催頻度

原則として月1回とする。

10回～12回程度を一応の区切りとする(2005年度中)。

##### 2. まとめ

- (1) 成果物を出版する。
- (2) 研究会でのヒアリング、報告等をできるだけまとめて広く活用することとしたい。

##### 3. 研究会の持ち方

- (1) 研究会の委員の報告、ヒアリング等を行う。
- (2) 原則として公務労協構成組織委員長または書記長が傍聴参加することで、問題意識の組織的共有化に努めるとともに、委員からのヒアリングをお願いしたい。
- (3) 研究会の活動はできる限り開かれたものとするようお願いしたい。
- (4) 地方でのシンポジウム、公開研究会を開催するなど、関係者(現場事務事業従事者、NPO、NGO等)からのヒアリング、意見交換など現場と交流した研究活動をお願いする。
- (5) 諸外国の経験に学ぶための調査活動も含めた研究をお願いする。

全ての施策の前提に財政危機がのしかかっており、「累積債務」問題に対する基本的な考え方を整理し、打ち出さない限り、「主張は理想的だが、絵に描いた餅」として受け取られ説得力を欠くことになる。

公務労協としては早急に「累積債務」問題に対する基本的な評価を取りまとめる。

早期に委員長、書記長らを対象に、講師を招いた学習会を開催し、その成果を学習資料としてまとめる。

## 2. 中央・地方における運動の主体について

(1) 中央段階においては公務労協が主体となり、連合との全面的な協力・連携により取り組みを進める。

(2) 地方段階においては官公部門連絡会が中心となり地方連合会との全面的な協力・連携により運動主体を形成する。

そのため連合と連携して、地方連合官公部門担当者会議の開催、各構成組織中央から単組・地本・支部等に指示を徹底するなど、中央・地方の共通認識を固める。

### 3. 基本目標と当面の獲得目標

(1)この一年間については、良い社会をつくる公共サービスキャンペーンを「準備・構想の段階から中央・地方で組織的・具体的に展開する段階」へ発展させることを基本的目標とする。

(2)当面の獲得目標は下記の通りとする。

小泉改革によってもたらされている格差の拡大など、日本の現実を共通認識とする。

骨太方針2004がめざしているもの、その問題点について意思統一を図る。

小泉改革に対する基本スタンスの明確化と現下の争点となっている要求実現。

本格的な対案作りとその実現を目指した取り組み推進の必要性についての意思統一。

地方集会では、この間のプレーストーミング・神野研究会の成果をまとめたブックレットを活用し、組織内での学習、意思統一を図る。

### 4. 「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」について

(1)「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」構成メンバー

主査	神野 直彦	東京大学大学院 経済学研究科教授
	宮本 太郎	北海道大学大学院 法学研究科教授
	堀越 栄子	日本女子大学 家政学部教授
	岩崎美紀子	筑波大学 人文社会学研究科教授
	辻山 幸宣	地方自治総合研究所主任研究員(研究理事)
	稲沢 克祐	四日市大学 総合政策学部助教授
	佐藤 学	東京大学大学院 教育学研究科教授
	間宮 陽介	京都大学大学院 人間・環境学研究科教授

-----  
専門委員(ワーキンググループ)

	井上 定彦	島根県立大学 総合政策学部教授
	濱口桂一郎	東京大学大学院 法学政治学研究科客員教授
	成川 秀明	連合総合生活開発研究所上席研究員
	佐野 幸次(事務局)	地方自治総合研究所常務理事・事務局長
	小川 正浩(事務局)	生活経済政策研究所専務理事

## (2) 研究会事務局体制

公務労協事務局とワーキンググループで構成する。

各構成組織からの参加要請があれば、基本的に受け入れる。

佐野氏、小川氏、成川氏、(濱口氏)には継続して協力を要請する。

研究会事務局責任者は公務労協宮入副事務局長とする。

必要に応じ構成組織からの協力を仰ぐ。

## ． 取り組み体制について

(1) 構成組織委員長、書記長、正副事務局長による「キャンペーン」のための推進本部を設置し、基本方針を決定する。

(2) 推進本部の下に推進委員会を設置する。

推進委員会は、基本方針に基づき必要な具体的方針を決定し運動の企画・推進にあたる。

推進委員会は、公務労協の二つの部会を構成する全組織の書記長をもって構成する。

(3) 運動の企画・立案については、当面、公務労協企画調整会議が担当し、課題に応じて当該組織の書記長の参加を要請する。

(4) 資料作成等のために、必要に応じ推進委員会に作業委員会を設置する。

(5) 事務局体制については、公務労協事務局がこれに当たり、必要に応じ構成組織からの支援・協力を要請する。

## ． フォーラム運動の進め方について

上記の取り組みを推進しつつ、それを踏まえて方針を取りまとめる。